

| 水道局企業管理規程 番 号 | 水道局企業管理規程名 | 公布年月日 |
|--------------------|---------------------------------|-----------|
| 水道局企業管理規程 第 6 号 | さいたま市水道局会計規程の一部を改正する規程 | 令和4年8月5日 |
| 水道局企業管理規程 第 7 号 | さいたま市水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程 | 令和4年9月30日 |
| 水道局企業管理規程 第 8 号 | さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 | 令和4年9月30日 |

さいたま市水道局企業管理規程第6号

さいたま市水道局会計規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局会計規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (科目の更正及び訂正) 第13条 [略] 2 記載事項の誤記訂正は、その部分に <u>2線を引き、正確に訂正の記入をしなければならない。</u> 3 [略] | (科目の更正及び訂正) 第13条 [略] 2 記載事項の誤記訂正は、その部分に <u>朱線を2条引き、正確に訂正の記入をしなければならない。</u> 3 [略] |
| (証券の条件等) 第30条 <u>水道事業の収入の納入義務者が収入の納付に用いることができる小切手の支払地の区域は、<u>全国の区域とする。</u></u> 2 [略] | (証券の条件等) 第30条 <u>水道料金その他の収入金の納入に用いることができる小切手は、<u>東京手形交換参加地域を支払地としたものでなければならない。</u></u> 2 [略] |
| (固定資産の範囲) 第71条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。 (1) 有形固定資産 ア・イ [略] ウ 構築物（配水設備については、管口径75ミリメートル <u>以上のもの及び配水小管に限る。</u> ） エ～ケ [略] (2)・(3) [略] | (固定資産の範囲) 第71条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。 (1) 有形固定資産 ア・イ [略] ウ 構築物（配水設備については、管口径75ミリメートル <u>未満のものを除く。</u> ） エ～ケ [略] (2)・(3) [略] |

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第30条の規定は、令和4年11月4日から施行する。

さいたま市水道局企業管理規程第7号

さいたま市水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局企業職員就業規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (特別休暇) 第18条 [略] 2 前項に規定する場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1)～(15) [略] (16) 職員の配偶者等が出産する場合であつてその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後 <u>1年</u> を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間 (17)～(24) [略] 3・4 [略] | (特別休暇) 第18条 [略] 2 前項に規定する場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1)～(15) [略] (16) 職員の配偶者等が出産する場合であつてその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後 <u>8週間</u> を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間 (17)～(24) [略] 3・4 [略] |

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

さいたま市水道局企業管理規程第8号

さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(期末手当)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 第4項に規定する在職期間は、給与条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。ただし、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児介護休業法」という。）第5条若しくは第9条の2の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間</p> <p><u>ア 当該育児休業の承認又は申出に係る期間の全部が育児休業法第2条の規定による育児休業で子の出生の日からさいたま市職員の育児休業等に関する条例（平成13年さいたま市条例第30号。以下「育休条例」という。）第3条の2に規定する期間内にあるもの又は育児介護休業法第9条の2第1項に規定する育児休業であって、当該育児休業の承認又は申出に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業</u></p> <p><u>イ 当該育児休業の承認又は申出に係る期間の全部が育児休業法第2条の規定による育児休業で子の出生の日から育休条例第3条の2に規定する期間内にあるもの以外の育児休業又</u></p> | <p>(期末手当)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 第4項に規定する在職期間は、給与条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。ただし、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児介護休業法」という。）第5条の規定により育児休業をしている職員（<u>当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である職員を除く。</u>）として在職した期間については、その2分の1の期間</p> |

は育児介護休業法第5条に規定する育児休業であって、当該育児休業の承認又は申出に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

(3)～(6) [略]

8～10 [略]

(勤勉手当)

第22条 [略]

2～7 [略]

8 前項に規定する勤務期間は、給与条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。ただし、次に掲げる期間を除算する。

(1) [略]

(2) 育児休業法第2条の規定又は育児介護休業法第5条若しくは第9条の2の規定により育児休業（第19条第7項第2号に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間

(3)～(11) [略]

9～12 [略]

(会計年度任用職員の給与)

第28条 第1条から前条まで（第26条を除く。）の規定にかかわらず、水道局企業職員で会計年度任用職員であるものの給与の支給額、支給条件及び支給方法は、次項及び第3項に定めるものを除き、法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあってはさいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さいたま市条例第18号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第2条第1項の規定の適用を受ける会計年度任用職員の、法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては会計年度任用職員給与条例第2条第2項の規定の適用を受ける会計年度任用職員の例による。

2～7 [略]

(この規程に定めがない事項)

第29条 職員の給与に関しこの規程に定めがない事項については、公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例（平成13年さいたま市条例第303号）、外国派遣条例、育休条例及びさいたま市職員退職手当条例（平成13年さいた

(3)～(6) [略]

8～10 [略]

(勤勉手当)

第22条 [略]

2～7 [略]

8 前項に規定する勤務期間は、給与条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。ただし、次に掲げる期間を除算する。

(1) [略]

(2) 育児休業法第2条の規定又は育児介護休業法第5条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認又は申出に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である職員を除く。）として在職した期間

(3)～(11) [略]

9～12 [略]

(会計年度任用職員の給与)

第28条 第1条から前条までの規定にかかわらず、水道局企業職員で会計年度任用職員であるものの給与の支給額、支給条件及び支給方法は、次項及び第3項に定めるものを除き、法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあってはさいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さいたま市条例第18号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第2条第1項の規定の適用を受ける会計年度任用職員の、法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては同条例第2条第2項の規定の適用を受ける会計年度任用職員の例による。

2～7 [略]

(この規程に定めがない事項)

第29条 職員の給与に関しこの規程に定めがない事項については、公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例（平成13年さいたま市条例第303号）、外国派遣条例、さいたま市職員の育児休業等に関する条例（平成13年さいた

ま市条例第46号)に基づき、支給される給与の例による。

ま市条例第30号)及びさいたま市職員退職手当条例(平成13年さいたま市条例第46号)に基づき、支給される給与の例による。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。